

令和6年2月2日

令和5年度大田区青少年問題協議会
(第3回)

令和6年2月2日

午後1時00分開会

○今岡地域力推進部長 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和5年度第3回青少年問題協議会を開催させていただきます。私は、地域力推進部長の今岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

この協議会は、公開原則に則りまして、傍聴制度を導入しており、区ホームページにて本会議録の公開を予定しております。

開会にあたりまして、本協議会の会長であります鈴木区長より、ご挨拶をお願いいたします。

○鈴木区長 皆様、こんにちは。本日はご多用のところ、令和5年度第3回大田区青少年問題協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より大田区の青少年健全育成にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和6年能登半島地震の発生からひと月が経過いたしました。犠牲となられました方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

現在では被災された方々の生活復旧に向けて、賢明な努力が続いております。一日も早く元の生活を取り戻せるよう、区としても全力で支援をさせていただきたいと思っております。今日の午前中に、防災危機管理室の職員を被災地に派遣する指揮をとらせていただきました。困難な状況である中、緊張感を持って、地域の皆さんに寄り添う形で活動してきてほしいと思っております。また、そうした中でいろいろと学んだことを、本区の防災や様々な施策に役立ててもらいたいと激励をして、見送らせていただいたところでございます。

さて、国の動きとしてこども家庭庁では、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定める「こども大綱」を、令和5年12月22日に閣議決定いたしました。施策を推進するにあたっては、こども・若者や子育ての当事者とともに進めていくことや、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援をすることなど6点を基本方針とし、こども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指していくことが定められています。

昨年、実施した第2回大田区青少年問題協議会においても、子ども・若者の意見を聞いていくことの大切さについて、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。子ども・若者計画策定にあたっては、子どもたちや若い世代の意見をしっかりと受け止めてまいります。

本日は、今年度最後の協議会となります。今回も全ての子ども・若者が健やかに育つための支援の在り方やその方向性について、多くのご意見を頂戴できればと存じます。引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○今岡地域力推進部長 ありがとうございます。以降の進行は、着座にて進めさせていただきます。

それでは、資料の確認をいたします。

まず、本日の次第。

資料1、大田区青少年問題協議会委員名簿

資料2、次期「子ども・若者計画」策定の視点について

参考資料1、令和3年度青少年問題協議会実績報告

参考資料2、令和4年度青少年問題協議会実績報告

最後に、座席表となります。

以上となります。不足等がございましたら、事務局へ合図をお願いいたします。

それでは、委員紹介でございます。お手元の資料1、委員名簿をご覧ください。本来であれば、お一人お一人紹介させていただくところですが、会議の簡略化のために、大変恐縮ですが資料1の名簿にて代えさせていただきます。

また、本日は関係部より、子ども生活応援担当課長と子ども家庭支援センター所長が出席しております。

これより議事に入りますが、皆様の一つお知らせがございます。座長をお願いしております永井先生でございますが、今年度をもって大田区青少年問題協議会の委員をご退任されます。永井先生は、平成9年4月に大田区青少年問題協議会の委員に就任され、大田区行動計画や大田区子ども・若者計画の策定、若者サポートセンターフラットおおたの設置など、本協議会を通して、多大なるご尽力をいただきました。長年にわたりお世話になり、大変感謝いたしております。本日はこの後、座長も務めていただきます。また、審議の後に次第4にございます、永井先生によるご講演をしてい

ただく予定となっております。

それでは、ここからの進行は永井座長、よろしくお願いいたします。

○永井座長 皆様こんにちは。先ほど紹介いただきましたとおり、後ほど時間をいただいておりますので、その折に改めて申し上げます。長きにわたって、本当にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、次第に戻ります。最初に次期大田区子ども・若者計画策定に向けた方向性の整理についての審議事項がございます。今年度の2回にわたりまして、委員の皆様には次の計画を策定する際に深掘りする視点について、お話をいただいたところです。本日は、今年度最後の3回目の協議会となりますので、テーマにあるとおり、計画策定に向けた方向性を整理して、まとめたいと考えております。事務局から計画策定の進め方や深掘りする視点について、説明をしていただきたいと思っております。また、現在の子ども・若者計画は、令和3年度にスタートしました。令和3年度から前回までの協議会において、どのような審議をしてきたのか、これについては、皆様はもう御存じかと思っておりますけれども、事務局から改めてご説明をいただければと思っております。

それでは、お願いします。

○竹田青少年健全育成担当課長 それでは、資料2をご覧ください。次期「子ども・若者計画」策定の視点についてというA3版の資料になります。

まず項番1、計画策定の進め方です。これまで委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、次期「子ども・若者計画」策定を進めていくにあたりましては、次の3点に沿って進めてまいりたいと考えます。一つ目は、現「子ども・若者計画」の内容について、現在の課題を踏まえてより深掘りしていくこと。二つ目は、「地域活動へ積極的に参画するこども・若者」、「特に問題を抱えていないこども・若者」、「問題を抱えているこども・若者」それぞれにアプローチできる計画とすること。三つ目は、こども・若者を対象とする調査を実施するほか、こども・若者から意見を聴く機会を設け、計画に反映させることです。

次に、項番2では、次期「子ども・若者計画」を策定する際に深掘りする点を表にまとめました。表の左側は、現在の「子ども若者計画」の体系を一覧にしたものです。表の右側には、これまで皆様からいただいたご意見を深掘りする視点として、各体系のより近い項目に分類しました。

基本目標I、青少年の健やかな成長と社会的自立への支援においては、コロナ禍で

行動制限を受けたこども・若者のコミュニケーションを豊かにしていく取り組みや、こども・若者が地域の行事に積極的に参加できる組織づくりなどに力を入れること。

基本目標Ⅱ、支援を必要とする青少年やその家族のサポートにおいては、こどもたちの非行や犯罪防止のために、保護者向けにも情報提供や教育を進めること。若者支援機関のPRに力を入れること。外国人のこども・若者への日本語習得支援、日本の生活に慣れていただくための支援を充実させていくこと。

基本目標Ⅲ、健やかな成長を地域で支えるための環境整備では、情報発信におけるSNSの活用のほか、こども・保護者、地域、学校が連携を強化していくこと。関係機関との支援体制強化などが深掘りする視点として挙げられたことを見ていただくことができます。

項番3には、今後の検討項目を表示しました。前回の協議会において、こども、若者から意見を聞くことの重要性についての意見や、こどもたちの問題を検討する場にこども、若者がいないという意見をいただいたことから、青少年問題協議会への若者参画機会を今後の検討項目といたしました。

次に、参考資料1をご覧くださいませでしょうか。現子ども・若者計画の計画期間がスタートした令和3年度から、これまでの審議を振り返ります。初めに、令和3年度に実施しました青少年問題協議会の実施報告です。令和3年度の年間テーマは、「困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目のない支援及び地域ネットワークの強化」でした。第1回目は、大田区における子ども・若者総合相談センターと、子ども・若者支援地域協議会の設置の方向性について審議いただき、地域の方が気軽に入出りできる場所であること。相談窓口の充実を念頭に置くこと。SNSを活用した相談しやすい窓口へといった意見をいただきました。

第2回目は、区が大田区子ども・若者総合相談窓口整備の考え方の案を提示し、主に居場所についてご審議いただきました。いろいろな方向で受け皿をつくることの大切さや、居場所は単に物理的なものではなく、親密な人間関係がつけられる場所であること。また、こどもが大人とつながりを持てる機会として、例えば、子どもガーデンパーティーのようなイベントに親世代が前向きに運営に関われる仕組みづくりがあるとよいといった声が挙げられました。

続きまして、参考資料2をご覧ください。参考資料2では、令和4年度の青少年問題協議会の実施報告を挙げています。令和4年度は、年間テーマを「ポストコロナ社

会における子ども・若者施策の今後の方向性～切れ目のない支援と地域ネットワークの強化～」とし、主に大田区が子ども・若者総合相談センターを運営していくにあたり、審議いただきました。その後、委員の皆様からいただいた意見を反映し、区は、令和4年10月31日にフラットおおたを開設しました。そして同時に関係機関と連携して課題に対応することを目的として、「子ども・若者支援助地域協議会」を設置しました。

フラットおおた開設後の審議では、施設の周知方法や困ったときにSNSなどで支援先にたどりつける工夫、自己肯定感が高まるイベントの実施などについて意見をいただきましたところ。現在、フラットおおたは開設から1年が経過しました。地域や関係機関との協力体制が広がり、相談事業、居場所事業ともに順調に進んでいるところです。

参考ですが、開設してから令和5年12月までの相談件数は延べ2,300件、居場所の利用は延べ3,700件となっています。そして今年度、令和5年度の青少年問題協議会では、年間テーマを「次期大田区子ども・若者計画策定に向けた方向性の整理について」とし、深掘りする項目や内容につき、審議いただいているところです。説明は以上となります。

○永井座長 ありがとうございます。資料2の表の右側の部分を見ていただきますと基本目標Ⅱについては空欄になっている部分がございます。本日、児童虐待防止についてやこどもの貧困対策については、担当の課長が出席されておりますので、現状と今後の方向性について、お話をいただきたいと思っております。

まず、子ども家庭支援センターの所長様からお話しいただけますか。

○村田子ども家庭支援センター所長 ありがとうございます。子ども家庭支援センター所長の村田と申します。よろしくお願いたします。

子ども家庭支援センターからは、基本目標Ⅱ-4、児童虐待の防止に関しまして、現状と今後についてお話しさせていただきます。大田区子ども家庭支援センターでは、児童福祉法に基づき、区内在住の0歳から18歳未満のこどもとその保護者を対象に、こどもとその家庭に関するあらゆる相談に応じているほか、こどもと家庭を対象とした子育て支援、こどもの健全育成を目的に、総合的な家庭支援を行っております。相談や個別支援のほか、ファミリーサポート事業、一時保育、定期保育、ショートステイやトワイライトステイ、産後家事・育児援助事業など、在宅子育て支援に関する各

種事業も行っております。

相談の現状ですが、全国の児童相談所の相談件数が昨年、過去最高を記録し、21万件となったと報告がありました。そのうちの約6割は心理的虐待で、警察からの通告が多い状況となっております。大田区の子ども家庭支援センターでは、毎年年間3,500件前後の相談を受けております。このうち、虐待に関する相談は、令和4年度、1,064件であり、毎年虐待相談件数は、1,000件前後の高い値で推移している状況です。このうち、約400件は東京都の児童相談所が受理した相談の措置を受けまして、子ども家庭支援センターが対応しています。

対応している内容としては、こどもの目の前で夫婦げんかをして、こどもに心理的な負担を与えるという「面前DV」と言われるものや、189といういちはやくの相談電話に入った泣き声通報などの虐待事案に対する相談対応も行っております。子ども家庭支援センターが受けた虐待相談の虐待種別で見た相談の傾向としては、大田区も全国と同じ傾向で、虐待相談件数の約6割が心理的虐待となっております。次いでネグレクト、身体的虐待と続いております。

子ども家庭支援センターの今後の方向性といしましては、予防的な取組を強化していこうという方向で今、動いております。一つ紹介させていただきます。毎年、増え続ける児童虐待を防止していくためには、さらなる予防対策を行うことが必要ということで、東京都は令和2年12月に児童福祉審議会の提言で、新たな児童相談の在り方についての方向性を示しました。虐待通告を受けてから、支援を開始する対処療法的な対応だけでは事態の改善を図ることは困難として、支援の必要な家庭を早期に支援につなげて、虐待の未然防止を抜本的に強化する予防的支援モデルの確立が重要ということで、妊娠期からの予防的な支援で虐待を未然に防止する取組となっております。

子ども家庭支援センターでは、この東京都のモデル事業である予防的支援推進東京モデル事業に令和3年度から取り組んでいます。妊娠期からきめ細やかなニーズ把握と訪問支援を、子ども家庭支援センターと母子保健部門が一体となって実施するというもので、支援対象は25歳以下の初産婦家庭を対象に、妊娠届出時から産後1年までの支援を実施するというものです。

また、健康政策部では今年度から東京子育て応援パートナー事業という妊娠期からの支援事業を本格実施しておりまして、この両事業を連携させて、今一体的に支援す

る取組も行っております。妊娠期から子どもと家庭に寄り添いながら在宅子育てサービスをはじめ、あらゆる支援をコーディネートすることで安心して子育てができる環境の整備を目指すとともに、子どもの権利擁護の視点もしっかりと併せ持ちながら虐待防止に取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。ありがとうございました。

○永井座長 ありがとうございます。引き続きお願いできますでしょうか。

○青木子ども生活応援担当課長 福祉部子ども生活応援担当課長の青木と申します。よろしく願いいたします。

子どもの貧困対策についてでございますが、最新の国の調査では日本の子どもの9人から8人に一人は相対的貧困の状況であるとされています。大田区においては、他自治体に先駆けて平成28年に、おおた子ども生活応援プランを策定しまして、現在は2期目の計画に基づいて各関連計画と連携の下、事業を推進しております。子ども・若者計画の個別目標Ⅱ-7、ひとり親家庭、子どもの貧困対策の充実を図りますには、子どもの学習支援事業や、子どもと地域をつなぐ応援事業という支援を必要とする子ども、ご家庭に対して、区や地域団体の情報をお届けする事業などを載せています。また、子ども食堂推進事業など、福祉部が所管します10事業を掲載しております。

このうち、福祉管理課が所管する事業の中で、今後も引き続き大変重要な施策であると捉えている地域とつくる支援の輪プロジェクトを紹介させていただきます。こちらは平成30年から実施している事業で、区と大田区社会福祉協議会、子ども・子育て世帯を支援する地域活動団体のネットワークづくりを推進し、地域における子どもの見守り機能を強化し、地域全体で子どもを包み込むような支援の輪を広げていくことを目的としています。本事業では、テーマを決めて地域活動団体や関係機関、区役所のそれぞれの分野の所管部署が集まって、意見交換や課題の共有を行う分科会などを実施しています。過去には子ども1,000人アンケートを実施し、子どもの考えを聞く場を設けるなど、事業当初から子どもの声を聞くことを大切にまいりました。昨年4月には子ども基本法が施行、子ども家庭庁が発足し、区長からの話にありましたように、子ども大綱も閣議決定されました。世の中全体で子ども、若者の声を聞くことの重要性が高まっている中で、本事業はますます必要な施策になっていると受け止めております。

一方で現状としまして、課題もあります。例えば、こども・若者にとって「居場所」とはといったテーマを決めて話し合う分科会を実施し、結果については所管課が思いを受け止めながら、それぞれの業務に生かしているところですが、参加者の中には話し合った結果が何らかの施策に結びつくといった期待をお持ちになる方もいます。しかし、政策提言のようなレベルを本事業では受け止め切れないところがあり、バランスの取り方が難しいです。ネットワーク強化を具現化する手法になかなか正解がないので、社会福祉協議会や団体の皆様と話し合いながら、試行錯誤しながら進めているところでございます。

また本事業について、こどもへの周知方法や活動にいかにかどもを巻き込むかも模索しているところでございます。さらに庁内で、こどもや子育て家庭の支援に関わる部署は数多くありますが、それぞれの課との連携も課題としてございます。

こうした子ども生活応援プランは、地域全体でこどもを見守る体制づくりや社会的包摂の広がりを目指しております。地域におけるこどもの居場所は重要であり、子ども・若者計画においてもこどもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されているこども食堂に対する支援、こども食堂推進事業を掲げています。こども食堂は現在、区内で約50か所展開されています。

また、この計画では記載していない事業ではありますが、今年度初めて実施した、「長期休暇中のこどもの居場所づくり補助事業」というのを紹介させていただきます。課題を抱えやすい夏休みの期間中に、こどもへの居場所を提供し、学び、経験の機会や食事の提供を行う団体に対して、活動費の一部を補助する事業を実施しまして、10団体に対して助成を行いました。こども食堂のみならず、自治会町長会、商店会、それから地域活動団体、大学、民間事業者など、本当に分野を越えた多様な主体に参画いただいております。また、それぞれの各団体の創意工夫や連携で、本当に様々な取組が行われ、こどもが参加することができたということがございます。それによって新たな居場所も広がり、地域全体でこどもを支援する体制の強化につながったということで、一定の効果があつたと考えております。今後も引き続き、子どもの生活応援プランの下、こどもの貧困対策を各団体や庁内で連携しながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。今お二人から説明をいただ

いたのですが、その内容について何か質問があればお受けしたいと思います。

○永井座長 それでは、事務局から計画策定の進め方についての説明がありました。そして、これまで委員の皆様からいただいた意見については、概ね深掘りする視点というところにまとめられていると思います。深掘りする視点というところに挙げられていない虐待防止の問題、こどもの貧困対策については今日お二人の担当に出席いただき、説明していただいたところでございます。それを受けまして、今回は設定したテーマのまとめを行いたいと思いますが、皆様から次の計画を策定するにあたって補足する点、あるいは気になる点、意見があればどんなことでも結構です。主に資料2の、この深掘りする視点などご覧いただきながら、それぞれの立場から発言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○永井座長 では、私からよろしいでしょうか。先ほどこども食堂の話を紹介していただいたのですが、区内50か所とおっしゃっていましたが、一つのこども食堂、大小さまざまでしょうけど、大体何人ぐらいのお子さん、青少年が来たりするのでしょうか。

○青木子ども生活応援担当課長 50団体と申し上げましたが、この団体の数につきましては社会福祉協議会が「こども食堂連絡会」というものの事務局をしております、そこに登録をしている団体数となります。したがって、これは目安でございます。そのうち、区で事業の助成をしている団体ですと、昨年度の数字ですが、令和4年度では29団体ございました。この29団体の中でどれぐらいのこどもが利用したかというところ、延べ5万3,958人となっております。1団体あたり、何人かというところは正確な把握しておりませんが、本当におっしゃられましたように大小様々な団体がありますので、区としましては10人程度以上のこどもに対して居場所を設けている団体に対して助成している、そういったところがございます。

○永井座長 ありがとうございます。これは余計なことかもしれませんが、大学の立場から申しますと、学生でこども食堂に定期的に手伝いに行っているという学生もだんだん増えてきております。大学としては、できたらそういった活動を単位化する仕組みを作っていきたいという議論も進んでおります。うまくお互いが協力し合って進めていくと、世代間のつながりという意味でもいい点が出てくるかなと思っています。

ほかには何かいかがでしょうか。お願いします。

○田島委員 今のこども食堂に関連ですけれども、こどもや若者の居場所というところでこれまでも、この協議会でいろいろ議論されてきたということは先ほど説明がありました。この深掘りする視点のところにそれがないというのは、ここは深掘りしなくてもよいと判断されたのかどうか、あとこども食堂は様々なところで運営されていますけれども、運営する団体さんは運営するのが大変で、ざっと見ても毎日やっているところは少なく、月に1回とか2回が多いということなので、この運営する団体への支援というのも視野に入れて、いろいろやっていかないといけないのかなというのは思いましたので、意見として述べさせていただきました。

○永井座長 お願いできますか。

○竹田青少年健全育成担当課長 こども、若者の居場所について、深掘りする視点の中に入っていないという意見がございまして、こちらについては今年度、第1回、第2回で挙げられてきた意見が、皆様からいただいた意見ということで入っているもので、特に、この青少年問題協議会の委員の皆様から挙げられた意見として深掘りをしていくと考えております。こども、若者の居場所につきましては、大変重要な事業ですし、今フラットおおたでも進めているところですので、次期計画の中に置きましても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○永井座長 ありがとうございます。たまたま今年度、協議会では直接の議題にならなかった、重要性はよく分かっており、重点的に取り組むということでした。

それでは、どなたかいかがでしょうか。はい、お願いします。

○茨田委員 大田区小年少女団体協議会の茨田と申します。先ほどの報告、説明の中で児童虐待相談の約6割が心理的な要因があると説明いただきました。これは家庭の貧困など、様々な条件はあるのでしょうか、約6割が心理的な要因をもって発生しています。だから、こういったものが解消されると、変わってくると思うのですけれども、もうすこし詳しく、お話しいただければと思って質問いたしました。

○村田子ども家庭支援センター所長 ありがとうございます。心理的虐待が6割というのは、虐待相談全体のうち、虐待の種別でいうと身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待という4種類含まれておりまして、これらが複合的に関連しているケースもありますが、この四つのうち、虐待相談の中で約6割を占めるのが心理的虐待と言われています。全国的にも同じ傾向ですが、心理的虐待の中には、やはり暴言を浴びさせるだとか、兄弟差別をするなど、いろいろな内容が含まれています。けれども、

その中でも多いのが、夫婦げんかをし警察に110番をして、警察官がおうちに臨場して状況を確認すると、そこに子どもがいたというものになります。そうすると、子どもの前で夫婦げんかを見せましたねというところで、それは子どもにすごく心理的な負担を与えているということで警察が児童相談所に心理的虐待の面前DVとして通告をする流れになっております。この心理的虐待の数が結構多く含まれている状況となっております。そのほか、本当にそういう夫婦げんかとか面前DVではなく、親がやはり暴言を浴びせたりとか、兄弟差別をして本当に兄弟のうち的一方だけを、一人だけをかかわって、一人は本当に手を掛けなかったりするなどもある、そのような状況になっております。

○茨田委員 どうもありがとうございました。

○永井座長 よろしいでしょうか。じゃあ、お願いします。

○野田委員 日本工学院の野田です。先ほどのⅡ-4の児童虐待防止、これは非常に重い問題のような気がします。資料でも、ここだけは図りますという言葉じゃなくて進めますという言葉ですので、かなり苦勞されていると思います。先ほど、村田所長から、いわゆる言葉の暴力の話がありました。私も社会保険労務士をやっており、言葉の暴力について日々考えさせられます。例えばハラスメントがこれだけパワハラは駄目だと言いながら減っていません。なぜ減らない、駄目だと言いながら減らない、これと同じように児童虐待も駄目だと言いながら、多分減っていないだろうと思います。

ソフトな部分じゃなくて、もっとハードな、例えばそういった親御さんが駄目だと言われながら暴力を振るい子どもたちにけがを負わせてしまった場合、どういった流れになっていくのかを警察関係の方に教えていただきたいと思います。

○永井座長 ありがとうございます。これはどうでしょうか。どなたかお答えいただけますでしょうか。

○臼杵委員 区内警察署を代表しまして、お話しさせていただきます。大森少年センターの所長の臼杵と申します。

児童虐待ですと、区内の警察署で取り扱った場合、大変多いのは、先ほどお話ししたとおり、夫婦げんかを子どもの前で見せる、いわゆる児童の心理的虐待、これで書類による通告が大半です。中には、やはり直接子どもに暴力を振るって、殴ってけがをさせたというような状況であれば、基本的に子どもと親を離間する措置を取りますが、最優先で考えるのは、まず児童の安全の確保でございます。これには二通りあり

まして、まずは父親を逮捕して、いわゆる刑罰法令で処分すると、それから子どもをいわゆる要保護児童として児童相談所に身柄つきで通告をしまして、施設で一旦安全を一時保護して安全に隔離する、このいずれかの方法が主な手続となります。さらには長期化するようであれば支援施設や児童相談所のほうから手配をするというような状況になっております。また、これを踏まえて学校に復学する際は、各児童相談所やセンターから学校と連携をとって学校にお戻ししたり、場合によっては転校だとか、そういった必要性の有無など、そういったものを踏まえて対応しているところでございます。

以上です。

- 永井座長 いかがでしょう。どなたか意見ありますでしょうか。
- 梶中委員 青少年委員の梶中でございます。説明ありがとうございます。先ほどの話とは異なる話になってしまいますけれども、深掘りする視点も含めて、子ども・若者計画策定に向けてどうやっていくかとかいろいろ書かれていますけれども、今出てきている虐待だとか、それから貧困もそうですけど、表面化してきているもの、数値をベースにどう対応していくかということをお考えだと思いますが、こういった次期子ども・若者計画策定ということになって、さらに深掘りをしていくとなると、表面化しているものではなくて、実態がどうであるのかということ、さらに調査、何かアンケートしていく必要があると思います。計画策定の3番目にそのことが書かれていますが、一律の調査、アンケートではいけないと思いますので、どのようにこれを進めていこうと考えていらっしゃるのか、それから、第2回協議会のときにいろいろアンケート、調査をしているというお話もございましたが、それはどういう形になったのか、今はまだ最終的な集計ができていないとしても、状況でもお知らせいただければと思っているところです。よろしく願いいたします。
- 竹田青少年健全育成担当課長 ご質問いただきました、実態の数値などの把握はどうするのかということですが、次期子ども・若者計画策定につきましては、まずここの深掘りする視点がそれぞれありますが、それぞれの担当する課に、まずこちらを共有させていただいた上で、計画を策定するときには、方向性やものさし指標、どのくらいの基準を目指していくかというところがございますので、深掘りする視点をより実現可能な形にするには、どのような指標がふさわしいかということを考えて、一緒に進めていきたいと考えております。

またアンケート調査ですけれども、来年度進めていきたいと考えております。15歳から39歳の方、こども・若者を対象として約3,000人にアンケートする予定です。質問項目につきましては、またこの深掘りする視点がしっかりと浮き上がってくるような内容としたいと考えておまして、今回の第3回青少協が終了後、随時考えていくところでございます。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。とても重要な視点を提起してくださった発言だと思います。我々はデータを見ていろいろ考えたりするときに、例えば、相談に来た数が増えているということは一つの重要な資料ですけど、しかしもっと深刻なケースで相談にも来ないという、そういうケースがあるということもあり得るわけです。したがって、表に出たもの以外の暗数の部分がどうかということはいつも考えていかなくちゃいけないというところがあるので、これはアンケート調査、質問調査をこれから来年度以降考えられるという場合にも、貴重な資料ですけど、こう答えたからこうと単純には言えないみたいなね、ちょっとその辺のところは慎重に、丁寧にやっていただきたいなと思います。

ほかはいかがでしょうか。どんなことでも結構ですが、全体のことでも結構です。よろしいでしょうか。

○佐川委員 大田区保護司会の佐川と申します。ただいま児童虐待のことについてお話がございましたけども、法務省が発行している犯罪白書によりますと、少年院の在院者のおよそ6割が家庭内において暴力を受けているそうです。それは虐待、心理的虐待、面前DV等々があるとは思いますが、この虐待を受けている全てのお子さんたちがすぐ犯罪に結びつくということではないとは思いますが、ここをある程度しっかり把握をすることによって、この基本目標Ⅱ-3にも通じるころだと思えます。また、非行・犯罪防止にも通じてくると思えます。ここをしっかりと把握することによって、被害者にならない、加害者にもならないという我々保護司としての視点で見ますと、そこをちょっと重点的に見ていただければと思います。

それと、補足にはなりますが、非行・犯罪防止対策と立ち直り支援で、保護者向けの情報提供というふうに記載されておりますが、我々保護司会として次年度から、パイロット事業として本日、中学校長会の阿部先生もおいでになっておりますが、小中学校において、毎年薬物乱用防止教室というのが実施されているとは思いますが、

保護司会のある地区の中学校さんを対象に、依存症ではなく依存というテーマで中学生の方にお話をさせていただこうとしております。これが今後、区内28校に展開するかどうかは、分かりませんが、依存症とはまた別に、依存ということであらゆる依存、対人依存も含めて、依存をテーマとして、6年度から3年間かけて取り組んでいく計画をしております。以上でございます。

○永井座長 いかがでしょうか。ほかに何かございますか。

○永井座長 それでは、まとめたいと思います。今いろいろ意見をいただいた点ですね、こども食堂の問題とか、こどもの貧困の問題とか、あるいは虐待の問題でございますけど、このあたりのところは今日の議論を基にして、またいろいろ説明もいただきましたので、深掘りする視点につけ加えていただくような形も含めて、次期子ども・若者計画は資料2のとおり、おおよそこのように進めて、右側にある深掘りする視点のところは今日の委員からの意見も反映させるような形でまとめていただくということによろしいでしょうか。

○永井座長 じゃあ、そのようにお願いしたいと思います。

私から1点、概ねこれは国の動向とか都の方向性というようなものも意識しながらまとめていただいていると思います。それは当然必要なことだと思いますが、同時に大田区独自の地域性に対応したようなこととか、そういう施策があれば、その辺のところも考えていただけたらなと思っております。

では、一度進行を事務局にお返ししたいと思います。

○今岡地域力推進部長 永井座長、大変ありがとうございました。皆様もたくさん意見をいただきありがとうございました。

それでは、次第の4でございます。今年度、最後のこの青少年問題協議会に際しまして、改めまして永井聖二先生からご講演をお願いしたいと存じます。テーマは「転換期の子育て環境～新たな共同性をめざして」でございます。永井先生からは30分ほどお話のお時間をいただくということでお伺いしております。

それでは、永井先生、どうぞよろしく願いいたします。

○永井座長 恐縮でございます。大田区には大変お世話になってまいりました。ここに現物を持ってまいりましたけれども、これは大田区における青少年の意識、行動に関する調査報告書というものでございます。この大田区の教育委員会で、この調査報告書を作りましたのは、昭和57年と平成3年の2回にわたってございます。実は、そ

の57年と平成3年の2回にわたって、私を含むグループで、この大田区における青少年の意識、行動に関する調査報告書というのを作成させていただきました。今から40年前から30年前にかけてのことでございます。当時、私どものグループは東京都の青少年基本調査や、子ども基本調査というものを担当させていただいておりましたので、同じようなものを大田区でも作成するという指示がございました。もちろん、都と区では規模は違うわけですが、大田区の場合は教育委員会の協力を大変多くいただいたものですから、結果として大変興味深い結果を確認することができました。

例えば、様々な地域の活動に活発に参加しているこどもは学校での成績も相当よいという結果が今でも記憶に残っております。そして、その結果を青少年問題協議会で報告をさせていただいた記憶がございます。30年前、40年前ですから、私もまだ30代の半ばぐらいだったと思います。それが、私が青少年問題協議会で関わりを持たせていただいた最初でございました。その後、先ほど紹介いただきましたように委員に加えていただきまして、この大田区の青少年健全育成事業についていろいろと勉強をさせていただいたわけでございます。しかし、一人の人間があまりに長く務めさせていただくということの弊害もまた言うまでもないわけでございますから、このあたりで若い方に引き継がせていただきたいというふうをお願いを申し上げました次第です。そうしましたら、最後だし少し話をしてはどうかというお話をいただきましたので、お時間をいただかせていただきたいと思いますと思っております。

それで、まず私が最初に申し上げたいことは当たり前ですが、今日の子育て環境とか、こどもの側からすると生育環境というのは、まさに大きな転換期にあるということでございます。

こども研究の出発点というときに、しばしば取り上げられるのにフィリップ・アリエスという人の、「〈子供〉の誕生」という著作がございます。アリエスのこの著作は簡単に申しますと、中世ヨーロッパにはこどもはいなかったというものでございます。こどもがいなかったってどういうことですかとお考えの方もいらっしゃると思うのですが、アリエスは当時の記録をいろいろ調べまして、そうしましたら当時のこどもは大人と同じような服装、つまりサイズは確かに違いますけどデザインは同じです。こども服だからこうというふうにはなっていないと。大人と同じだと。それから、大人と同じものを食べていたと。こどもだからこういうものを食べてもらいたいとか、

食べさせてあげようとか、そういう記録は全くない。こども向けという発想が全然ないということです。それで、中世ヨーロッパにはこどもはいなかったと。小さな大人がいただけだと言ったわけでございます。ところがその後、近代化の中で大人とこどもを区別するようになって、今日のような大人とこどもの区別ができた。それがアリエスの主張です。

このアリエスの主張は、その後のこども研究に非常に強い影響を与えたものであります。もちろん、今日では特にプロパーの歴史学の分野から、あるいはその使った資料に少し偏りがあるのではないかと、自分に都合がよいものを使っているという指摘もあります。当時も、こどもというようなものの感覚が全くなかったわけじゃないだというような批判は出ております。しかし、大人とこどもの区別というものが、今日私たちが考えるほど絶対的なものではなくて、それが社会の変化の中で近代社会の形成とともに、こどもというカテゴリーがはっきりつくられてきたと。少なくとも、その傾向が強まったということは否定できないといってもよいと思います。

例えば、アメリカの植民地時代の学校の絵などを見ますと、こどもがたばこを吸いながら授業を受けている絵がたくさん残っています。それはどういうことかと申しますと、大人は許されるけどこどもには許さないという考え方はあまりなかった。だから逆に言ったら、その生物学的に可能になったら、結婚してこども産んでも問題ないし、あるいは働かせること、働くことも、そんなに不思議じゃないという考え方だった。今、そういうことがあったら大変です。こどもと大人をかなり強く区別するという考え方は、実は人間の歴史の中では最近のことなのです。

余計なことばかり言っていると時間がなくなってしまうのですがよく、昔は遊んでいたのに今のこどもは遊ばなくて本当にかわいそうだという方がいらっしゃいます。それは、半分は正しいですけど、半分は間違いです。それはどういうことかといえますと、つまり高度成長期時代の都市のサラリーマン家庭のこどもは遊んでいたかもしれない。でも、人間の長い歴史全体でいうと、こどもは働いていたのです。そっちのほうが歴史的事実としては正しいです。ただ、近代社会になって、こどもを働かせるというようなことがないように、そして、その大人はこどもをととても大事にしなくちゃいけないよという考え方が強くなって、今のような考え方が成り立っているということなのです。

ところが、その近代社会とともに出現したこどもの存在、大人とこどもの区別とい

うのは、今日崩れてきているわけです。人によっては、また小さな大人が出現したという方もおります。その背景は消費社会化や情報化でしょうか。校長先生も御出席いただいておりますが、例えば、よいということになっているのかどうかは分かりませんが、今のこどもはおしゃれをして、そしてスマホ持ってという時代です。私たちがこどもの頃だったらどうでしょうか。こどもは、そんなぜいたくする必要ないとか、女の子もかわいい服装することをそんなに大事だとは思われていませんでした。しかし、今は消費社会化とか、情報化の進展で、そういうことが否定できないような状況になってきています。そうした中で、消費者としてのこどもというものが非常にクローズアップされてきて、こどもが小さな大人になってきていると言われているわけです。それが子育て環境、生育環境というものの転換期と申し上げる第一の意味でございます。

考えてみますと、子育ての環境とかこどもたちの生育環境というのは、振り返ってみると、社会によって大きく異なっております。例えば、家族について見ますと文化人類学的な事例としては一妻多夫婚ですね、一人の女性が複数の夫を持つ。これはインドのトーダやナヤール族など、そういうところに、少なくとも20世紀の初めぐらいまではあったと言われております。これは兄弟婚なんですけど。つまり一人の女性が男の兄弟を複数の夫にすると。ただ、ここでも誰が父親の役割を担うのかというのは決められていた。つまり複数の兄弟を同時に夫にするような社会でも、誰が父親かというのは決めている。これは、父親というものの役割を考える上で、とても意味あることと言われます。あるいは、東アフリカには、ご存じかと思いますが、幽霊婚とか、あるいは女性が父親の役割を担うという女性の父親なんていう話もございます。これは、かなり最近でも見られたということです。

何を申し上げたいかと言いますと、私たちの常識、つまりお父さんがいてお母さんがいてこどもがいると、そういう常識とはかなり違う家族の在り方というものが人間の社会の中には確かにあったということです。

アメリカでは、随分前から君のこどもと僕のこどもが僕たちのこどもをいじめているという話が笑えない話として問題になっています。つまり、離婚と再婚を繰り返すと、前の結婚で生まれ僕が連れてきたこどもと、前の結婚で生まれ君が連れてきたこどもが今度僕たちの間に生まれたこどもをいじめている、どうしようみたいなことです。そういう流動的な家族構成の下でこどもの成育環境をどう考えていくかが課題に

なって久しいということも言えます。

これまで比較的日本の家族の現状というのは、どちらかというとしっかりしているといえますか、保守的でしたけれども、最近は急激に流動的な家族構成というのが出来上がってきているということでございます。そういう構造的な変化というのはよし悪しは別として、恐らくますます進行していくと思います。

もう一つ、学校についてもちょっと触れさせていただくと、近代社会型の学校からポストモダン、これからの社会の学校への変化を学校も否応なく迫られている、それは否定できません。先生方の対応や意識は随分変わってきていると思いますけれども、基本的な枠組み、例えば、学年や学級など、こういうものに関しては基本的には変化していません。近代社会型の学校と申し上げましたのは、歴史的には、例えば、学校というと平安時代には大学寮という下級貴族の養成施設がありましたし、江戸時代の寺子屋なんていうものも、あるいは藩校というようなものについては、皆様ご存じのとおりですが、今日の学校というのは、担っている社会的機能や校内の様子もまるで違う別物でございます。

そういえば、余談になりますけど、よくテレビの時代劇なんかで寺子屋のシーンが出てくることがありますね。こどもたちがお師匠さんのほうを向いて、授業を受けるのですが、あれは教育史をちょっとかじった人間からするとそうでございます。それはどういうことかという、当時は全くの個人指導なのです。ですから当時の絵を見ると、一人のこどもはお師匠さんに背を向けて本読んでいます。もう一人のこどもは横を向いて本を読んでいる。つまりみんなが声をそろえて教科書を読んで勉強するようなスタイルというのは、実は明治の半ば以降からです。そういうものなので、あれは歴史的事実という点からいうと違うのです。同じく、アメリカの植民地時代の写真はないのですが、絵なんかを見ても、こどもたちがそれぞれ先生に対応とは別の形で授業の時間を過ごしているというのが当時の姿であるわけです。今出来上がってきた、みんなが声をそろえて先生に向かっていろいろ授業を進めていくというやり方が、実は大きく変わる時期にきていているのかもしれない。より個別指導のウエイトが多分強まっているのだらうと思います。それが転換期ということでございます。

要するに私たちが普通に学校ってこうだよとか、家族ってこうだというふうに考えているものは、決して悪いということではないですが、それとは全く違うものがたくさん人間の社会にはあって、それを私たちはどうしても今の状況、自分が経験して

きたものが当たり前だというふうに考えがちですけれども、まず大きく変わってきているのだということを少し認識していかななくてはならないということだろうと思います。

ただ、そう申し上げましても、それは今の日本の学校を否定的に捉える、これまでの日本の家族を否定的に捉えるということではないと思います。例えば、日本の学校の現在は多くの問題を抱えていて、変革は避けられないと思います。しかし、効率的で一定の成果を上げていることも否定はできません。今でもアメリカの教育雑誌なんか読みますと、日本の教育に学ぶことは今でもあります。そういう特集があったりします。そのことは、やっぱり我々はちゃんと考えておく必要があると思います。ヨーロッパの学校の中には、確かにすばらしい学校があります。行ってみるとすごいなと思います。でも、そういう学校はすごく恵まれた環境を持つこどもたちのものであることも忘れられてはなりません。日本の学校が平均的に全てのこどもたちに一定以上の成果を上げていることが、これまでそうだったと、それはまさに先生方の努力のたまものだと思います。そのことを忘れることはできません。ただ、それにも関わらず、状況の変化から私たちの学校は変わらざるを得ない。家族の変化も受け入れざるを得ない、そう考えたときに、例えば、学校でいえば海外の学校というのは方向を示唆する一つの資料にはなるのではないのでしょうか。

例えば、一つだけ、ドイツの小学校のことをお話ししますと、州によって多少の差はあるわけですが、例えば、ドイツの小学校でも留年があります。これは小3のときに将来の進路が分かれてしまうので、浪人的イメージで留年する場合もあると聞いていますが、そのほかに学力の問題なんかで留年する場合もあると聞いております。もちろん給食もない、掃除当番もない、小学生でも今日は2時間目からだから少し遅く登校するというような、ちょっと大学生みたいですけど、そんな学校も存在しております。繰り返しますけれども、欧米の学校がすばらしくて日本の学校は悪いというようなことではありませんが、これからの在り方を模索する上では今日の日本の学校が多様な学校の中の在り方の一つだということは考えておいてよいと思います。

ところで、これまで現在の日本の子育て環境、生育環境というものは、私個人の気持ちからすれば残念ながらなんですけれども、残念ながら大きく変化しつつあり、これから変わっていくことは不可避であると申し上げてまいりました。転換期です。では、その変化の中で私たちは何に注意して、何を守っていく必要があると考えられて

いるのでしょうか。社会は変わる、しかしながらその中でも共同性というものをいかに維持していくかが、そのことが私は極めて重要な課題だと考えております。共同性というのは、他者と共に生活する、他者を仲間として尊重していくことが大切だと考えるということです。仲間としての気持ちを持つということが基本です。

では、共同性を保って新しい社会や新しい生育環境を目指していくために何が求められるのでしょうか。まず、当たり前の分かりやすい話から申し上げますと、新たな共同性のためには手間暇がかかり、コストがかかるということをよく理解する必要があります。共同性というのは広い概念ですけど、分かりやすく極端なタイプをつくって類型化すると、みんなが同じことをして、例えば、みんなが同じ服を着るといような形で成り立つ共同性というものと、一人一人が違うことを認め合って、でも仲間として関わりを持つ共同性というものがあると言えるでしょう。機械的連帯と有機的連帯という言葉がありますけれども、そうした二つのタイプです。もちろん、この二つのタイプは分析のための純粹培養概念ですが、現実に存在する社会とか集団は、混じり合っています。しかし大雑把に言えば、これまでの日本社会の共同性はなるべく皆が同じという方針で維持されてきた共同性だったと言えると思います。ところが、これからの社会共同性は個々の違いを最大限尊重する共同性です。違うのだけれど、仲間としての意識はあるということです。でも、皆が同じことをする共同性というタイプの共同性を育て維持する。それは、まだしも容易な目標かもしれませんが、みんなが同じではない、個性尊重ということになりますけど、みんなが同じことはない、それでも仲間である気持ちを持つ共同性というのは、それに比べてずっと手間暇がかかる、難しい課題になるのではないのでしょうか。

例えば、家族の中でかつてのように男はこう、女はこう、年長者はこう、こどもはこうと決めつけることができる社会の子育ては現在の、あるいはこれからの子育てに比べたら、まだしも困難が少なかった、そういうことは言えるでしょう。学校にしても、こどもの多様性の尊重、個性の尊重を最大限目指しながら共同性の寛容、その中には学力が含まれますけど、そういう教育を進めるためには大変手間がかかります。コストがかかるということをなおざりにしては、この課題は達成できません。個性尊重の学校って先生方の意識改革だけでは進まないのです。下手をすれば、個性尊重のスローガンの下で教育の中で不平等の再生産が進みかねないということもあり得ます。

実は、税と社会保障の一体改革という国会のときに私、国会に参考人として呼んで

いただいた折に、私は強くそのことを申し上げたつもりですが、最も法律には、そのために必要な、適切な処置を講ずるものとしか書いていないので、その適切な処置というのがどういうものなのかということは書いていないのに、この法律案に対する意見を言えといわれても、意見の言いようがないということを申し上げたのですが、その適切な措置を講ずるといっては、その後も、あまり進んでいると思えないわけがあります。影響力はなかったということ認めざるを得ません。

先ほどもお話が出ましたが、現在こども家庭庁もできまして、こどもの意思、自発性を大切にしないといけないという方向性も述べられているようです。それは全くそのとおりだと思いますけど、同時にその方向性を実現するためには、手間暇かけてコストをかける覚悟が必要であることを忘れてはなりません。こどもの意志を尊重する、自発性を大事にするということは大切ですけど、だからといってそれは大人の世代がこどもの世代に、こうあってほしいと願うことを否定するものではありません。例えば、ト一横の問題などございますけど、そういう若者たちに対して、私たちはこどもの意思を尊重するというだけでは済まないわけです。当然といえば当然ですけど、私たちはこどもたちの意思を尊重しつつも、大人の期待を理解してもらいながら意思決定を促す。そのことが大切です。それには、より丁寧なコストをかけた対応が必要だということを、もう一度報告させていただきたいと思います。

つまり、尊重されるべき個人の意思というのは、真空の中で形成されるものではないわけです。生育環境の中で形成されるものですから、ある時点で、こういう意思を持っている、こういう希望があるということを、そのまま認めるというだけでは、そういうことは基本的に正しいと思いますが、それだけでは済まないものがあるということです。ですから学校の先生にしても、あるいは警察の皆様にしても、その困難な仕事をこれからしていかななくてはならない。これは今までの、それは駄目だよと簡単に言える社会の下での働きかけに比べると、大分手間暇がかかります。でも、それをやっていくということは、これからの課題だということでございます。

そして、そのことに関して、最後に一つだけ、より具体的なことを申し上げたいと思います。先ほど、新しい共同性を目指す、個性を尊重しながら共同性を構築していくには、とても丁寧な対応が必要だと申し上げましたが、その際のキーポイント、これはいろんなことがあると思いますが、一つだけ、こどもにとっての意味ある他者の重要性ということをお願いしたいと思います。ここに書いてありますが、

「意味ある他者」英語訳しますと、significant others となります。個人が何かを考えて行動する際に準拠する他者のことです。私たちは社会の中で様々な他者の期待を意識しますが、その中で、特に準拠する人のこと、心の重しとなって、どのようにするのかと決めるときに、最も影響を与える個人、それが意味ある他者でございます。子どもたちが社会とつながりを持って共同性を獲得していく、社会の期待を取り入れて内在化していく、それを進めるためには、具体的には社会の期待を体現する個人が必要ということです。つまり、社会があつて個人がありますが、社会というのは個人のようにすぐに見えるものじゃない。社会ってなんだろうというと、あるにはあるけど解せづらいということですね。その社会の期待を子ども・青少年にとって、具体的に表す個人というものの存在が必要であるということでございます。社会の健全な期待と言わせていただきたいのですが、社会の期待、その社会の期待を代表する個人が子どもたちとつながることによって子どもの発達は保証されるということではないでしょうか。だとすれば、新たな共同性のプロセスにおいて転機となるのは、子どもの一人一人、青少年の一人一人が社会の共同性を媒介する特定の大人のつながりを持つということだということができるでしょう。それは複数であつていいわけですし、母親であることも多いでしょう。父親であつてもよい。場合によつたら学校の先生でも、地域の大人の一人でもいい。あるいは交番にお勤めの警察官の方でもいい。フラットおおたのような施設の職員が、そういう役割を一定程度果たすことも、もし可能なら生育環境の多様化に対応する意味で、とてもすばらしいというふうに思います。

フラットおおたの充実など、近年の大田区の動向というのは、学会などでも話題になることがある、先駆的なものがございます。転換期であること、日本型の子育ての良い点を大切にしつつも、新たな状況の下での仕組みを考えていく必要があること。子育て環境の変化に対応して、単なる相談だけではなくて居場所が相談と結びついて意味ある他者の可能性にすら近づけるという可能性も持つならば、恐らくフラットおおたのような施設も、とても有効な機能を果たし得るのではないかというふうに思っています。これからの大田区の施策がさらに充実されたものになるように願って、私の話の結びとさせていただきたいと思っております。どうも、今日はありがとうございました。

○今岡地域力推進部長 永井先生、大変貴重なお話、多角的、大局的な視点からの重要

なお話をいただきました。ありがとうございました。委員の皆様、何か質問等ございますか。

- 今岡地域力推進部長 先生のお話をしっかりと受け止めて、これからの施策に生かしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、ここで最後になりますが、当協議会の会長であります鈴木区長から長きにわたり御尽力をいただきました永井先生に退任に当たって、感謝状をお渡しいただきます。

区長、よろしく願いいたします。

- 鈴木区長 本当に長きにわたりまして、大田区青少年問題協議会をリードしていただきまして、本当にありがとうございました。また先生の本日の講演も踏まえて、この協議会についても、ますます努めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願います。また健康にご留意して、ご活躍いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

- 今岡地域力推進部長 区長、ありがとうございました。永井先生、何かもしよろしければ、最後にもう一言いただければと存じますが、いかがでしょうか。

- 永井座長 重ねて、本当に恐縮でございます。委員にさせていただいてから、もう27年経つということで、老害をまき散らしてきたかなと思いますけれども、大体大学勤めの者というのはあまり役に立たないことが多くて、よく心理学とか教育学を専攻している教員が集まって雑談しますと、大体俺たちのこどもというのはうまく育たないよねのような話を自嘲気味にすることもあるのですが、それはやっぱり現実とすり合わせていない議論だけでは何の役にも立たないということだと思えます。私は、27年間この協議会に参加させていただいて、本当に様々なことを学ばせていただきました。本当に感謝の言葉がないほどでございます。長きにわたりまして本当にありがとうございました。

- 今岡地域力推進部長 本当にありがとうございました。

それでは、委員の皆様、本日はご出席いただき、大変ありがとうございました。次年度の第1回青少年問題協議会は、令和6年の7月頃に開催予定としてございます。詳細につきましては、また別途、通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉会とさせていただきます。大変あり

ありがとうございました。

午後2時30分閉会